

過労死防止月間スタート

電話相談きょう開設

労働局など

国の責任で過労死を防ぐ「過労死等防止対策推進法」が1日施行され、初の「過労死等防止啓発月間」(11月)がスタートする。それに合わせ、兵庫労働局や県内の弁護士は1日、労働相談に応じる電話窓口をそれぞれ開設。12日には、同労働局がシンポジウムを神戸市内で開く。

同法は、過労死遺族や弁護士らが署名を集めるなどして制定を求め、6月に成立。国による啓発や相談体制の整備、民間団体の支援などを定める。兵庫では対策を後押しする拠点センターが12日に全

国で初めて発足する。電話相談窓口はいずれも1日で、兵庫県弁護士会などが午前10時～午後5時、☎078・341・7601。兵庫労働局は午前9時～午後5時、☎012・0・794・713。同労働局主催のシンポジウムは12日午後2時半～4時半、神戸市中央区中山手通4の神戸市教育会館で。基調講演は

過労死等防止対策推進全国センター代表幹事の森岡考二さん。続いて、産業カウンセラーの三木啓子さん、神戸市在住の過労死遺族西垣迪世さんがそれぞれ話す。先着200人。申し込みは兵庫労働局監督課☎078・367・9151へ。

(宮本万里子)

国の責任で過労死を防ぐ「過労死等防止対策推進法」が1日施行され、初の「過労死等防止啓発月間」(11月)がスタートする。それに合わせ、兵庫労働局や県内の弁護士は1日、労働相談に応じる電話窓口をそれぞれ開設。12日には、同労働局がシンポジウムを神戸市内で開く。

同法は、過労死遺族や弁護士らが署名を集めるなどして制定を求め、6月に成立。国による啓発や相談体制の整備、民間団体の支援などを定める。兵庫では対策を後押しする拠点センターが12日に全